

## 【基本方針 3 福祉サービスが利用しやすい環境づくり】

### < 1 4 . 権利擁護の取組みの充実 >

#### 1. 現状と課題

本市では、平成 27 年度より虐待相談等の件数が増加傾向にあり、児童に対する虐待相談等の件数は、平成 27 年度から令和元年度までの間で 5 倍以上に増加しています。本市では、児童、障がい者、高齢者への虐待及び相談に対し、子ども家庭相談室、障がい者虐待防止センター、地域包括支援センターを設置し、虐待の早期発見、防止へ向けた取組みを行うとともに、地域住民への正しい理解の普及及び啓発が求められています。

認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対しては、地域で安心して生活を送ることができるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を活用し、サービスの利用援助や金銭管理等を行っています。

さらには、大田市障がい者自立支援協議会権利擁護部会においては、障がい者等への支援体制の整備を図るため、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用の関係者により、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有を行っています。

地域住民が安心安全に生活していくための基盤を整備していくためにも、関係機関等の連携の緊密化をさらに図るとともに、地域の実情に応じた体制整備が求められています。

#### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)虐待防止への取組みを進めます。 (子ども) ①児童虐待(疑いを含む)について、各関係機関(庁内関係部局、教育委員会、児童相談所、警察署、社会福祉協議会等)と連携しながら児童虐待防止の啓発、早期発見に努め、再発防止を図ります。 ②子育ての上で支援を必要とする家庭には、「母子健康包括支援センターおおだっこ」をはじめ、関係機関と連携・協力しながら適切に支援していきます。 ③子ども等に関する相談全般、ソーシャルワーク業務を行う機関として「大田市子ども家庭総合支援拠点」を令和4年4月までに設置し、児童及び保護者支援に努めます。 (障がい者) ④障がい者虐待については、地域住民や関係者に対し、虐待に関する正しい理解の普及を図りながら、発生予防と早期発見に努めます。また、虐待が発生した場合には、障がい者虐待防止センターにおいて、迅速かつ適切な対応を行います。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民

<p>⑤大田市障がい者自立支援協議会権利擁護部会と連携し、事例検討等を行いながら、障がい者虐待防止に努めます。 (高齢者)</p> <p>⑥高齢者虐待に関しては、地域住民や介護従事者等を対象とした研修会を開催し、虐待が疑われる段階から相談に応じることができるよう、早期相談・通報や対応窓口の周知などの啓発活動を継続していきます。</p> <p>⑦地域包括支援センターを中心に、関係機関や弁護士等の専門職との連携を強化し、多様な事例に対応できるよう高齢者虐待対応検討会を開催し、高齢者虐待への迅速かつ適切な対応や課題解決につなげていきます。</p>	
<p><b>(2)日常生活自立支援事業によるサービス利用者の権利と利益の保護に取り組みます。</b></p> <p>①軽度の認知症、精神障がい者、知的障がい者を対象とした金銭管理を行う日常生活自立支援事業を実施し、権利を守り日常生活を支援していきます。</p> <p>②認知症や障がい等により、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう、サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。</p> <p>③支援においては関係機関と連携し様々な課題に対応できる体制の充実を図ります。</p> <p>④成年後見制度への移行が必要な方に対し、スムーズな移行ができるよう、中核機関と連携し支援を行います。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者</p>
<p><b>(3)障がいに対する相互理解と合理的配慮の取組みを促進していきます。</b></p> <p>①障がいに対する相互理解と合理的配慮の取組みを推進することにより、共生社会の実現を図ります。</p> <p>②外見では分からない障がいや疾患等により、援助や配慮が必要な方が身に着けるヘルプマークの認知度向上を図ります。</p> <p>③福祉学習や出前講座、あいさポーター研修等を通じて、より多くの市民に、特に子どもの頃から障がいについて考え理解する場を設けていきます。</p> <p>④障がいについての理解を深めるために、「あいサポート運動」の啓発に取り組みます。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者 住民</p>

## ＜ 1 5 . 成年後見制度の利用促進(大田市成年後見制度利用促進計画) ＞

### 1. 現状と課題

本市では、平成 24 年度より大田市社会福祉協議会へ成年後見支援センター事業を委託し、成年後見制度の周知や利用に関する相談支援、市民後見人の養成及び後見受任した際の活動の支援に取り組んできました。

成年後見受任に関わる専門職が少ない本市において、第三者後見人の受け皿としての市民後見人に対する期待は大きいと言えます。

令和 2 年 12 月現在、市民後見人が活動中の後見受任件数は 13 件、これまでの累計は 26 件となっており、県内市町村では最も多い件数となっています。

今後は、権利擁護支援の必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度の利用ができるよう、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の 3 つの役割を果たすことを念頭に、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした地域連携ネットワークの構築が求められています。

### 2. 地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備の方針

#### (1) チーム

権利擁護支援が必要な人を協力して日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

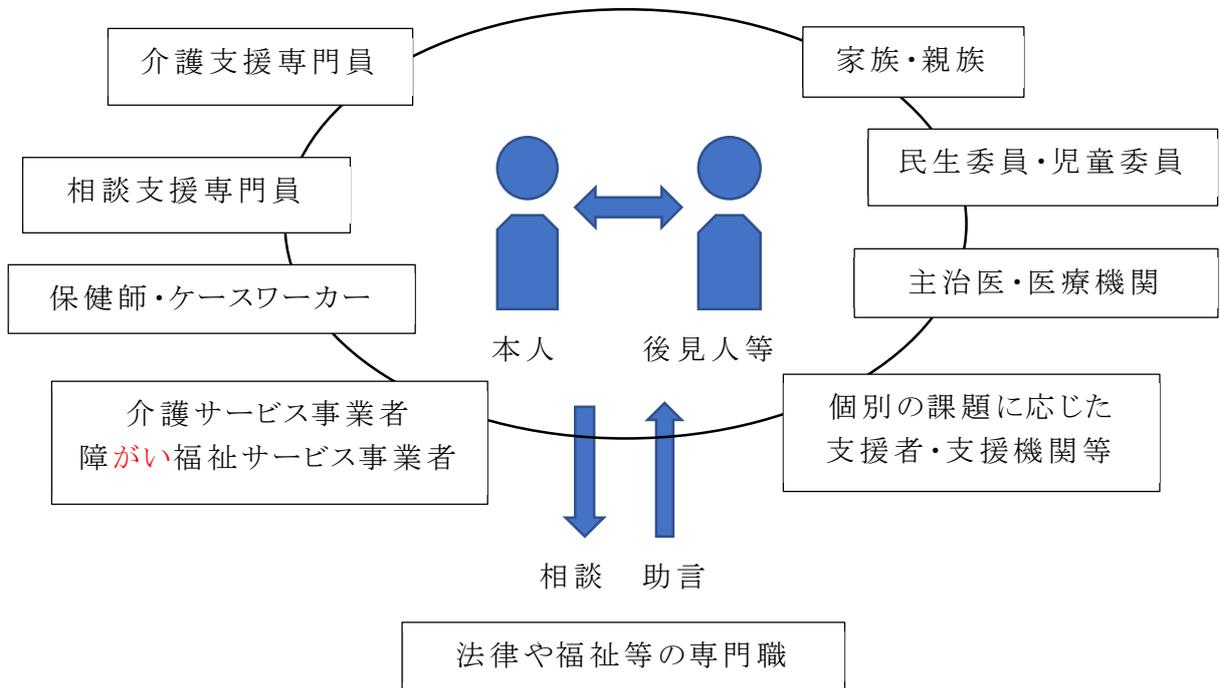
介護保険制度のサービス担当者会議、障がい福祉サービスの個別支援会議、福祉や医療の分野で日常的に行われるケース会議等の既存の仕組みを活用することとし、それぞれの会議等の構成メンバーが、必要に応じて法律・福祉の専門職から権利擁護支援に関する助言を受けられるように、相談できる体制を整備します。

#### (2) 協議会

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化について、中核機関のイメージ図に示す既存の会議等を活用しながら協議を行い、協議会としての役割を果たしていきます。

図3-1 大田市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

【チームのイメージ】



(3) 中核機関

本市における権利擁護支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するためのコーディネート等を担う「司令塔機能」、地域における「協議会」を運営する「事務局機能」、専門職等による専門的助言等の支援の確保を担保する「進行管理機能」を果たす中核機関を設置します。

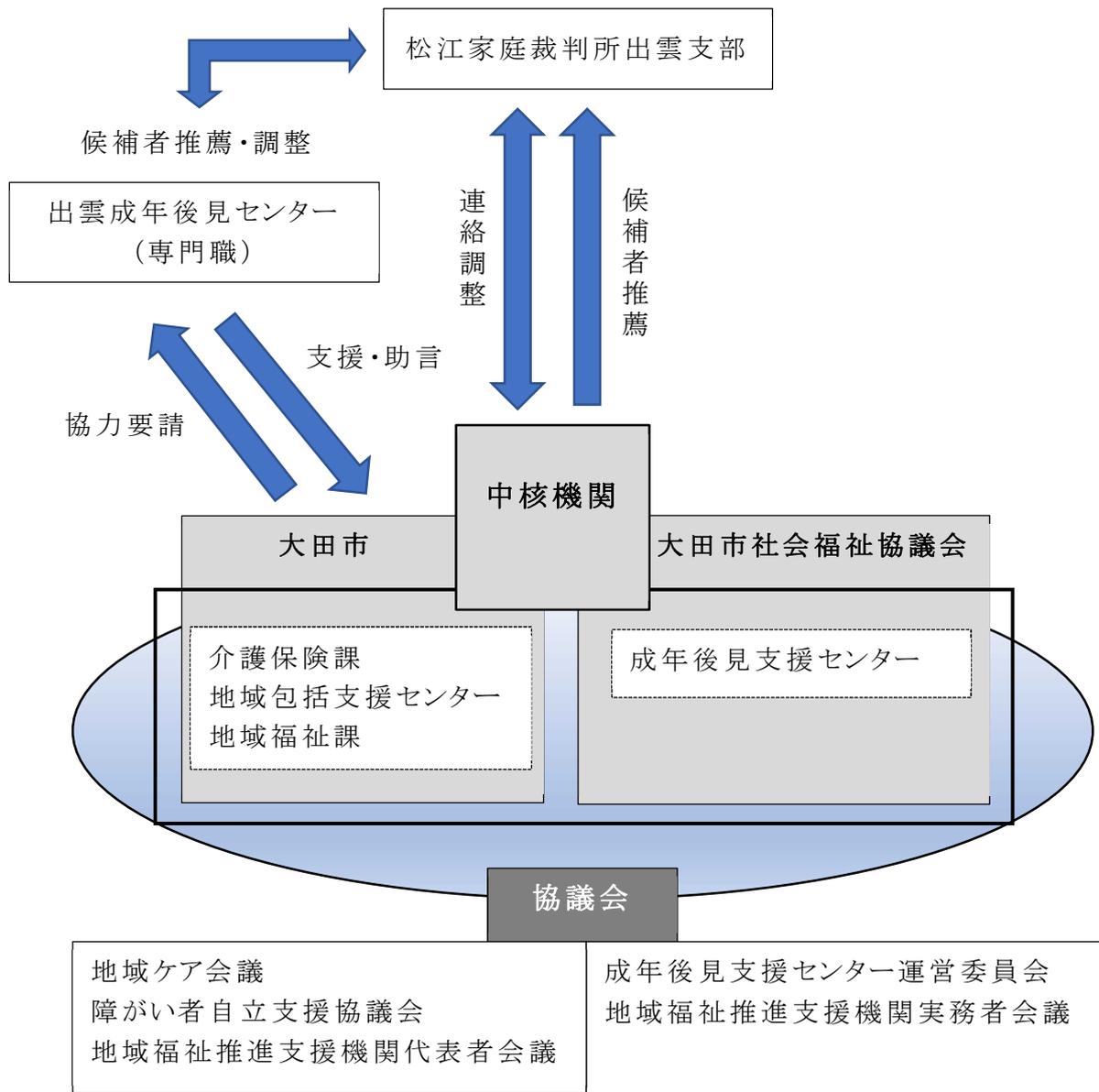
中核機関の運営は、大田市（介護保険課・地域包括支援センター・地域福祉課）が社会福祉協議会（成年後見支援センター）に一部業務委託を行い協働して行います。

これに併せて市と社会福祉協議会は、出雲成年後見センターへ参画し、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職に対し、中核機関の業務運営に積極的な協力を依頼します。

さらに市と社会福祉協議会による中核機関の事務局会議を定例で行い、円滑な業務運営に努めることとします。

また、家庭裁判所との連絡調整や後見人候補者の推薦など、成年後見制度の利用促進に向けた連携に努めます。

図3-2 中核機関・協議会のイメージ



## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備を進めます。</p> <p>① 既存のケース会議等の仕組みを活用し、権利擁護支援が必要な人を後見人等とともに支援するチームづくりを進めます。</p> <p>② 権利擁護支援が必要な人を支えるチームが必要に応じて法律、福祉等の専門職へ相談し、助言を受ける体制を整備します。</p> <p>③ 後見開始の前後を問わず、チームに対し必要な支援が行えるよう、既存の権利擁護支援に関わりのある会議を活用し、地域連携ネットワーク体制の整備について協議していきます。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
<p>(2) 地域連携ネットワークの中核機関の整備に取り組みます。</p> <p>① 大田市が社会福祉協議会に一部業務委託を行い、協働して中核機関を運営します。</p> <p>② 中核機関では、広報機能、相談機能、成年後見利用促進機能、後見人支援機能を担うこととし、計画的に整備していきます。</p> <p>③ 中核機関では、家庭裁判所、出雲成年後見センター及び専門職団体等との連携強化に継続的に取り組みます。</p>	行政 市社協 事業者
<p>(3) 成年後見利用支援制度の充実と利用促進を図ります。</p> <p>① 制度の利用が困難な方に対し、市長申立制度の活用や後見人等の報酬を助成することで制度利用につなげます。</p> <p>② 市民後見人の養成を行うとともに、社会福祉協議会による法人後見活動を支援し、後見人等の担い手を増やします。</p> <p>③ 様々な相談窓口において権利擁護支援が必要な人の把握に努め制度の利用につなげます。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民

### ◆用語解説（「成年後見制度利用促進計画」編）

#### ○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度のこと。家庭裁判所が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」の2つの制度がある。

#### ○権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のこと。成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度がある。

#### ○市民後見人

大田市成年後見支援センターが行う養成講座を受講し市民後見人として登録された人。令和2年9月末時点の登録者数は52人、うち市民後見人として活動している人は12人。

## ＜ 16. 相談しやすい窓口の充実と効果的な情報発信 ＞

### 1. 現状と課題

地域住民が抱える課題や悩みが適切な相談窓口につながるよう、広報おおだ・社協だより、ケーブルテレビ網、音声告知端末、ホームページ等を活用し情報提供を行うとともに、「高齢者べんり帳」「障がい者べんり帳」「すくすく子育てガイド」等を活用し、関連するサービスや制度を分かりやすくまとめることや、スマートフォンを活用し必要な情報をいつでも誰でも知ることができるように、様々な情報媒体を活用し情報格差が生じないようにすることが求められています。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1)相談窓口の情報をぎんざんテレビやインターネットの活用により効果的に発信します。</p> <p>①全市に普及してきたぎんざんテレビ網を活用し、効果的な情報提供を行います。</p> <p>②各家庭に設置してある音声告知端末等を利用し、健診日程など保健・福祉情報を積極的にお知らせします。</p> <p>③大田市ホームページや防災メールなどを活用し、タイムリーな情報の発信を行います。</p> <p>④様々な媒体を活用し、全ての方に情報が届くよう努めます。</p>	<p>行政 市社協</p>
<p>(2)各分野のサービスや制度などの情報を必要な方へ分かりやすく提供します。</p> <p>①「高齢者べんり帳」「障がい者べんり帳」「すくすく子育てガイド」などを活用し、市民に対し分かりやすく情報提供します。</p> <p>②市内の妊婦、子育て世代がスマートフォンなどで必要な情報が得られる「すこやかおおだっこ すくすく子育てガイド(電子書籍)」「子育てアプリおおだっこ(電子母子健康手帳)」「Facebook(おおだ子育てブック)」などの一層の充実を図ります。</p> <p>③関連するサービスや制度を分かりやすくまとめるとともに、必要な方が利用・相談しやすい窓口を目指します。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者</p>